

年次報告書 (ACOP) ガイドライン

会員向け

持続可能なパーム油のための円卓会議

文書タイトル: **RSPO 会員向け ACOP ガイドライン**

文書コード: **RSPO-GUI-F02-005 V3 JPN**

範囲: **国際**

文書タイプ: **ガイダンス**

発行日: **2021 年 2 月**

問い合わせ先: [acop@rspo.org](mailto:acop@rspo.org)

このガイドでは

[序文](#)

[ガイドラインの目的](#)

[作業手順](#)

ACOP 提出準備

ACOP 提出期間

ACOP 調査票への回答方法

ACOP 調査票提出後

[ACOP 調査票の未提出と罰則](#)

[追加のヘルプ](#)

付属文書

1.0 [期限付き計画ためのガイダンス](#)

2.0 [ACOP 2020 の問題と定義](#)

## RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

### 範囲

年次報告書 (ACOP) は、100% RSPO 認証の持続可能なパーム油とパーム製品の生産と消費の達成に向けた会員の進捗状況を評価するために、RSPO の会員が提出する年次文書です。ACOP 報告書は、暦年上半期に RSPO に提出され、前年のデータを報告します。

ACOP のデータは、RSPO が RSPO の目標達成に向けた個々の会員の取り組みを評価するために、また、認証された持続可能なパーム油とパーム製品の市場や、業界全体の需給動向について報告し、説明するために、統計ベースで利用されています。

ACOP 報告書は、RSPO の会員が、認証された持続可能なパーム油とパーム製品の生産または消費の進捗状況を内外のステークホルダーに公開する記録として、また、広報目的で利用することができます。一般の人々が個々の会員の状況や持続可能なパーム油を標準とするための取り組みについて確認するために利用することも可能です。

### 本文書で使用している頭字語と略語の一覧

ACOP - 年次報告書 (Annual Communications of Progress)
CGM - 消費財製造業者 (Consumer Goods Manufacturers)
CPO - 粗パーム油 (Crude Palm Oil)
CSPK - 認証された持続可能なパーム核 (Certified Sustainable Palm Kernel)
CSPO - 認証された持続可能なパーム油 (Certified Sustainable Palm Oil)
FFB - アブラヤシ果房 (Fresh Fruit Bunches)
GA - 年次総会 (General Assembly)
GHG - 温室効果ガス (Greenhouse Gas)
HCV - 高い保護価値 (High Conservation Value)
IP - 同一性保持型 (Identity Preserved)
MB - 物量収支型 (Mass Balance)
NGO - 非政府組織 (Non-Government Organisation)
NPP - 新規作付け手順 (New Planting Procedures)
P&C - RSPO 原則と基準 (RSPO Principles and Criteria)
PKE - パーム核粕 (Palm Kernel Expeller)
PKO - パーム核油 (Palm Kernel Oil)
RBD - 精製漂白脱臭済み (Refined, bleached and deodorised)
RSPO - 持続可能なパーム油のための円卓会議 (Roundtable on Sustainable Palm Oil)
SCC-サプライチェーン認証 (Supply Chain Certification)
SG - 分離型 (Segregated)

# RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

## 1. 序文

1.1. 年次報告書 (ACOP) は、100% RSPO 認証の持続可能なパーム油とパーム製品の生産または消費の達成に向けた RSPO 会員の進捗状況を評価する公的な声明を構成する年次自己報告書です。

1.1.1. ACOP 報告サイクルは年に 1 度、8 週間の提出期間があり、通常は 2 月 /3 月に開始し、4 月 /5 月に終了します。RSPO は、必要に応じて ACOP 提出期間を調整する権利を留保します。

1.2. ACOP 年次報告書の提出は、正式な ACOP 提出期間の開始時期に少なくとも 1 年間会員であった RSPO の正会員と賛助会員に義務づけられています (会員行動規範のポイント 2.2 に規定されているように)。

1.2.1. 正会員とは、以下の RSPO 会員セクターに登録されている会員のことで、アブラヤシ生産者、独立小規模自作農、加工業者・トレーダー、消費財製造業者、小売業者、金融機関や投資家、環境非政府組織 (NGO)、社会開発 NGO など。

1.3. 準会員の ACOP 年次報告書の提出は任意です。ただし、RSPO が準会員の活動への理解を深めるために、準会員からの提出が奨励されます。

1.4. ACOP 報告書を正確かつ適時に提出することで、RSPO は会員、セクター、世界レベルでの認証パーム油市場について理解を深め、産業の透明性とナレーションを促進することができます。

## 2. ガイドラインの目的

2.1. 本文書の目的は、RSPO 会員が ACOP の提出期間に備え、ACOP の調査票で問われる質問を理解し、ACOP 報告書を滞りなく RSPO に提出できるよう補助することです。

## 3. 作業手順

### 3.1. ACOP 提出準備:

3.1.1. ACOP の提出に先立ち、RSPO 会員は連絡先を最新の状態にしておくことが求められます。これは、MyRSPO ポータルで会員の個人情報を更新するか、[membership@rspo.org](mailto:membership@rspo.org) から RSPO メンバーシップチームに連絡してください。

## RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

- 3.1.2. 会員が現在、RSPO に有効なグループメンバーシップとして登録されている場合、グループメンバーシップの親会員のみが、パーム関連の全子会社を代表し、集計データを添付して ACOP 報告書を提出する必要があります。
- 3.1.3. RSPO 会員は、自身と他のすべての子会社のデータを、RSPO グループの会員規則に基づき連結されたものとして申告する必要があります。会員が ACOP 提出期間時点で、RSPO の別の有効なメンバーシップアカウントを持つ子会社がある場合、各会員はそれぞれ独自に ACOP 報告書を提出しなければなりません。すべての子会社と親会社を 1 つのメンバーシップアカウントに統合するには、RSPO メンバーシップチーム [membership@rspo.org](mailto:membership@rspo.org) にご連絡ください。
- 3.1.4. ACOP 報告サイクル開始の少なくとも 4 週間前に、RSPO ACOP チームは ACOP の正式提出期間の開始についてお知らせする E メールを送付します。RSPO に登録している E メールアカウントでこのお知らせをチェックするか、[www.rspo.org](http://www.rspo.org) を閲覧してください。
- 3.1.5. RSPO ACOP チームからの E メールがスパム/ゴミ箱フォルダに届く場合があります。ACOP の正式提出期間の間に、そうしたことに注意して、RSPO からの重要な E メールを確実に受け取るようにしてください。ACOP からの E メールが届かなかった場合、[acop@rspo.org](mailto:acop@rspo.org) からお問い合わせください。

### 3.2. ACOP 提出期間中:

- 3.2.1. 提出期間の 2 週間前と開始日に、RSPO 会員に ACOP の正式提出期間の開始を通知する E メールが送付されます。会員は、RSPO のウェブサイトにある MyRSPO 会員ポータルから ACOP 報告書にアクセスする必要があります。
- 3.2.2. MyRSPO ポータルでは、会員は MyRSPO ユーザー認証情報を利用してログインする必要があります。ログインすると、ACOP のタブが会員の MyRSPO プロフィールで利用可能になり、ACOP 提出ポータルにリンクします。
- 3.2.3. ACOP 報告書には、RSPO が報告書の提出を認めるために記入する必要のある回答必須の質問が多数含まれています。回答必須の質問にすべて回答していない場合、報告書を提出することはできません。
- 3.2.4. プログレスバーは ACOP アンケートの完了レベルを示しています。
- 3.2.5. 提出後、ミスや修正事項があった場合、ACOP の報告内容を変更することができます。そうした依頼については、[acop@rspo.org](mailto:acop@rspo.org) から RSPO ACOP チームにご連絡ください。提出済みの ACOP に対する変更に関し

## RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

では、RSPO ACOP チームの裁量と承認に従うものとし、ACOP 報告サイクルの正式締切日までに受理される必要があります。

### 3.3. ACOP 調査票への回答方法:

- 3.3.1. 一部の質問には、質問の要求内容について会員が理解するのに役立つヘルプボタンがあります。
- 3.3.2. ACOP の質問とそれに付随する定義の全リストについては、付属文書 2 に記載されており、本ガイドライン文書のエクセルファイルの補遺として入手可能です。
- 3.3.3. 過去の ACOP 報告書サンプルは、[www.rspo.org/members/acop](http://www.rspo.org/members/acop) に掲載しています。ACOP 報告書を完成させる一助としてご利用ください。
- 3.3.4. 追加の質問や、本ガイドライン文書、付属文書、ACOP 報告書サンプルで取り上げられていない事項については、[acop@rspo.org](mailto:acop@rspo.org) から RSPO ACOP チームにお問い合わせください。

### 3.4. ACOP 調査票提出後:

- 3.4.1. ACOP 報告書を提出すると、会員は提出した証として報告書の PDF 版をダウンロードすることができます。
- 3.4.2. ACOP 報告書が提出され次第、RSPO が報告書を受領したことを示す確認メールが送付されます。
- 3.4.3. 確認メールが届かない場合、Eメールのスパム/ゴミ箱フォルダを確認してください。または、ACOP の提出締め切り時刻の 48 時間以上前までに、報告書を受領状況について [acop@rspo.org](mailto:acop@rspo.org) から RSPO ACOP チームにお問い合わせください。
- 3.4.4. 提出されると、RSPO ACOP チームはデータの検証に着手します。会員の報告書に何らかの矛盾や問題点がある場合、ACOP チームは会員に連絡を取り、設定した期限までに修正または説明を行うよう要請します。所定の期限までに回答がない場合は、会員の ACOP 報告書は受理されません。

## RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

- 3.4.5. 提出と検証が済むと、RSPO ACOP チームは、ACOP 報告サイクルの完了時に会員の ACOP 報告書を会員プロフィールページにアップロードします。RSPO による内部審査プロセスの期間は、受理された提出物によって年によって異なります。
- 3.4.6. ACOP 提出期間が終了すると、RSPO ACOP チームは、提出された ACOP 報告書のデータの修正依頼に応じません。ACOP 報告書のデータが提出前に正確であることを確認するか、変更があった場合は ACOP 提出期間が終了する前に RSPO にお知らせください。
- 3.4.7. RSPO 会員によって提出されたすべてのデータは、会員が自己申告したのものとして検証され、正確なものに見なされます。RSPO は、ウェブサイトで公表された ACOP 報告書内のどのような誤りにも不正確な主張にも責任を負いません。

### 4. ACOP 調査票の未提出と罰則

- 4.1. ACOP 報告書 (1.2 に定義されている) を提出しない正会員と賛助会員には、正式な警告状が送付されます。
- 4.2. ACOP 報告書 (1.2 に定義されている) を 2 年間連続未提出となった正会員と賛助会員は、会員資格が停止されます。
  - 4.2.1. 会員資格の停止を通知する文書には、停止する理由、停止による結果、停止解除の条件などが記載されます。
  - 4.2.2. その後 ACOP 報告書が提出されると、その翌年に会員資格の停止が解除されます。
  - 4.2.3. 資格停止の通知に明記された期日までに延滞している会費を支払わない正会員と賛助会員は、資格が自動的に打ち切りとなります。会員の延滞金の状況については、[accounts@rspo.org](mailto:accounts@rspo.org) から RSPO 経理チームにお問い合わせください。
- 4.3. ACOP 報告書 (1.2 に定義される) を 3 年連続未提出となった正会員と賛助会員は、会員資格が打ち切りとなります。
  - 4.3.1. 打ち切りを通知する文書には、打ち切りの理由とその結果が記載されます。
  - 4.3.2. RSPO による打ち切り処分を変更することはできません。



## RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

- 4.3.3. 資格が打ち切られた会員は、RSPO 会員に再申請することができます。MyRSPO のポータルを通じて、または [membership@rspo.org](mailto:membership@rspo.org) に連絡することにより、会員に再申請することが可能です。未払いになっている会費を全額支払い、未提出の ACOP 報告書をすべて提出した後、新規会員として承認を受けることができます。新規会員の申し込みの承認は、RSPO の裁量に従うものとします。

### 5. 追加のヘルプ

- a. ACOP 報告書を E メールで提出することはできますか？  
いいえ、ACOP 報告書は MyRSPO ポータルからオンラインでのみ提出できます。RSPO は、E メールや他の第三者のソフトウェアを利用して提出される ACOP 報告書を受理しません。
- b. 期間後に ACOP 報告書を提出することはできますか？  
RSPO は、期限後に提出された ACOP 会員の報告書を受理することも、延長の要請に応じることもできません。これは、ACOP データの適切な処理を可能にするとともに、ACOP を公表する期限を守るためです。
- c. 技術的困難に直面した場合、どうすればいいですか？  
ACOP 報告書の保存や処理に問題がある会員は、代替のブラウザ (RSPO は、ACOP 提出のために Internet Explorer、Mozilla Firefox、または Google Chrome の使用を推奨します)、または、スマートフォンではなく、デスクトップ/パソコンを使用することができます。インターネットブラウザのバージョンが古い場合、ACOP 報告ポータルに対応していないことがあります。
- 他にご質問があれば、[acop@rspo.org](mailto:acop@rspo.org) から RSPO ACOP チームに E メールでお問い合わせください。
- d. 過去の ACOP 報告書を閲覧することはできますか？  
はい、会員は過去の ACOP 報告書を、MyRSPO ポータルから PDF でダウンロードするか、RSPO ACOP ウェブサイトページ <https://rspo.org/members/acop> から報告書を検索できます。
- e. ACOP 報告書の情報は何に利用されるのですか？  
ACOP で収集した情報は、RSPO のウェブサイトにおいて報告書形式で公表され、既存会員の公約を前年と比較して検証し、RSPO 入会した新規会員企業の公約を評価するのに利用されます。さらに、持続可能なパーム油に対する各セクターでの公約や取り組みを分析および公表するほか、会員が RSPO に対応を求める挑戦課題や機会についてフィードバックを得ることに ACOP のデータが活用されます。
- f. ACOP で報告したすべての情報が RSPO のウェブサイトで一般に開示されるのですか？  
はい、特に記載がない限り開示されます。

## RSPO 会員向け ACOP ガイドライン

g. 会員資格を停止または打ち切られた会員はどうなりますか？

次の権利が無効になります：

### 資格停止の場合

- RSPO 総会での投票権
- RSPO のあらゆるタスクフォースまたは作業部会への参加 (または参加の継続)。
- 認証および会員特典
- PalmTrace を利用した CSPO 認証の取引や有効性
- 製品関連コミュニケーションと製品における RSPO 商標の使用

### 資格打ち切りの場合

- RSPO 総会での投票権
- RSPO のあらゆるタスクフォースまたは作業部会への参加 (または参加の継続)。
- 認証および会員特典
- PalmTrace を利用した CSPO 認証の取引や有効性
- 製品関連コミュニケーションと製品における RSPO 商標の使用
- 公式および非公式コミュニケーションにおける RSPO 会員であることの言及
- CSPO に係るあらゆる主張の表示または言及

附属文書 1.0 全カテゴリーの正会員を対象にした、期限付き計画のためのガイダンス  
(抜粋)

**2012年3月8日に開催された第8回RSPO総会(GA8)での決議:**

生産者、加工業者/トレーダー、消費財製造業者、小売業者のカテゴリーに属するすべてのRSPO正会員は、100%RSPO CSPOを生産、取引、加工、および/または購買、使用するための期限付き計画を事務局に提出することが求められる。

および

RSPOは、他の会員が約束すべきことに対して明確な期待を形成すべきである。

**RSPOの全正会員は、以下の要求事項の対象となります**

**行動規範:**

3.1 P&Cが適用される会員は、P&Cの実施と認証に向けて努力するものとします。

3.2 P&Cが直接適用されない会員は、それぞれの組織に適した同様の規格を実施するものとします。この同様の規格は、P&Cに規定された水準を下回ってはなりません。

3.3 P&Cが直接適用されない会員は、持続可能なパーム油の推進に積極的に努め、RSPO P&Cの実施に携わっている会員を支援するものとします。

**細則:**

第4.3条会員からの期待される貢献度:

会員には以下のことが期待されます:

- RSPOのプロセスの継続と、RSPOのプロジェクトの実施を積極的かつ建設的に伝達し、支援すること。

- 持続可能なパーム油の生産、調達および使用を促進するために、RSPO プロセスの枠組みに則って、それぞれの組織内で行動計画の開発と実施に全力を尽くすこと。
- 持続可能なパーム油の生産、調達および使用の促進に関して明朗に事業を行い、計画、活動、および結果を RSPO に定期的に報告すること。

認証システム文書に従い、認証に参加している搾油工場/生産者は、「すべての関連事業体が認証されるための意欲的な期限付き計画」を定めなければなりません。

2012 年の第 8 回総会で可決された決議を受けて、RSPO はこれらの要求事項が、サプライチェーンの正会員がパーム油製品の生産、取引、調達、および/または使用において 100% の認証を達成するための意欲的な期限付き計画を策定しなければならず、また、すべての正会員がこれらの意欲的な期限付き計画と (サプライチェーン以外の会員を対象にした) 他の活動の進捗状況について、年次報告書 (ACOP) で報告しなければならないことを意味するものと解釈しています。

こうした要求事項を確実に満たすために、理事会は 2013 年の ACOP から、RSPO が期限付き計画のない ACOP を不完全なものみなすことを決定しました。不完全な ACOP または ACOP の未提出は、会員への以下の制裁につながる可能性があります。

1. 初めて ACOP が未提出または不完全であった場合、会員は警告を受けることになります。
2. 2 年連続して ACOP が未提出または不完全であった場合、会員は会員資格が停止されることになります。
3. 3 年連続して ACOP が未提出または不完全であった場合、会員は RSPO 会員資格を打ち切られることになります。

会員資格が停止中の会員は、以下のことができなくなります:

- RSPO、RSPO の会員であること、または RSPO とのつながり、CSPO を生産、販売または使用できることなどについて、何らかの主張をすること。
- RSPO の理事会、常任理事会、作業部会、または何らかのタスクフォースに参加すること。
- 毎年恒例の RSPO 総会 (GA) に投票権を持つ会員として参加すること。

上記の正会員に対する義務的要件に加えて、RSPO は RSPO のすべての正会員に対し、進捗状況を明示するために、通常 ACOP によって監視および報告可能な意欲的な期限付き計画を策定するための以下のベストプラクティスのガイダンスを考案しました。現在のところガイダンスに従うことは義務づけられていませんが、RSPO は会員の約束が実践されていることを明示するために、ガイダンスに従うことを強く推奨します。

認証機関は、公表された期限付き計画が認証システムに定められている通り十分に意欲的であるかを判断する一助として、適切な場合ガイダンスの表を利用すべきです。現在このガイダンスは、持続可能なパーム油生産のための RSPO P&C に反する認証に関して、生産者/搾油工場に適用されているだけですが、将来的には他のカテゴリーの会員への適用も考えています。

外部の状況により、会員は公表した期限付き計画に修正の必要性が生じることもあります。修正が必要となり、修正した場合、ACOP で説明し、正当化しなければなりません。

理事会の方針として、今後、RSPO は行動規範と細則で定められた内容に対して、すべての会員の実績を評価するために本ガイダンスを使用する計画です。

会員が十分に意欲的な目標を設定していない、および/または目標の達成に向けて進捗を明示していないと見なされて制裁を受けた場合にも、利用することができるでしょう。

他の利害当事者にも、RSPO 会員の進捗状況を評価するために、本ガイダンスの利用を推奨します。

#### 意欲的な期限付き計画の立案と報告のための義務的要件とベストプラクティスのガイダンス

会員カテゴリー	行動規範および/または細則の要素	意欲的な期限付き計画の立案と報告のための義務的要件	意欲的な期限付き計画の立案と報告のためのベストプラクティス任意ガイダンス v
生産者	RSPO に対する公約と P&C に対する認証を公表 (ACOP での報告で十分)	(加入後) 1 年以内 - すなわち、最初の ACOP 提出時	
	P&C 認証に対する意欲的な期限付き計画を公表	すべての関連事業体の認証に向けた意欲的な期限付き計画は、最初の認証審査の間に認証機関に提出するものとする	認証がまだ始まっていない場合、生産者は(加入後) 1 年以内、すなわち最初の ACOP 提出時に、意欲的な期限付き計画を公表しなければならない

会員カテゴリー	行動規範および/または細則の要素	意欲的な期限付き計画の立案と報告のための義務的要件	意欲的な期限付き計画の立案と報告のためのベストプラクティス任意ガイダンス v
		この期限付き計画については、次回の ACOP で発表するものとする	
P&C 認証に対する期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？			
	(会員が所有または管理する) 地所に関して		<p>地所に対する最初の認証は、RSPO に加入した日から 3 年以内でなければならない</p> <p>最初の認証日から 5 年以内に、地所の 100% が認証を取得しなければならない</p> <p>新規開発については、新規作付け手順 (NPP) の終了後 5 年以内に認証を取得しなければならない</p> <p>新規取得については、購入後 5 年以内に認証を取得しなければならない</p>
	<p>系列の小規模自作農および外部栽培者に関して</p> <p>(プラズマ、スキーム、および系列の小規模自作農と、関係する搾油工場のみ販売するすべての外部栽培者を含む)</p>	<p>認証を受けた各搾油工場は、該当地所の最初の認証後 3 年以内に、系列の小規模自作農および外部栽培者の 100% が認証可能な規格のものとなるようにすることとする</p>	<p>最初の系列の小規模自作農/外部栽培者の認証は、最初の地所の認証日から 3 年以内に取得しなければならない</p> <p>系列の小規模自作農/外部栽培者の 100% が、最初の認証日から 5 年以内に認証を取得しなければならない</p> <p>新たに開発した地所に関わる系列の小規模自作農/外部栽培者は、NPP 終了後 5 年以内</p>

会員カテゴリー	行動規範および/または細則の要素	意欲的な期限付き計画の立案と報告のための義務的要件	意欲的な期限付き計画の立案と報告のためのベストプラクティス任意ガイダンス v
			<p>に認証を取得しなければならない</p> <p>新たに取得した地所に関わる系列の小規模自作農/外部栽培者は、購入後 5 年以内に認証を取得しなければならない</p>
	第三者から供給された FFB に関して		<p>最初の認証は、最初の地所の認証後、6 年以内に取得されなければならない v</p> <p>第三者の供給元の 100% が最初の地所の認証後、9 年以内に認証を取得しなければならない</p>
	ACOP の完成と提出	加入後最初の満 1 年が経過してから毎年	
加工業者/ 精製工場/ トレーダー	RSPO に対する公約と RSPO 認証のパーム油製品の「取り扱い」に対する意欲的な期限付き計画を公表 (ACOP での報告で十分)	(加入後) 1 年以内 - すなわち、最初の ACOP 提出時	
	CSPO の「取り扱い」に対する期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？		
	サプライチェーン認証の開始年		RSPO 加入後 2 年以内でなければならない



会員カテゴリー	行動規範および/または細則の要素	意欲的な期限付き計画の立案と報告のための義務的要件	意欲的な期限付き計画の立案と報告のためのベストプラクティス任意ガイダンス v
	すべてのサプライチェーンが認証を取得する予定年		サプライチェーン認証の開始後 5 年以内でなければならない
	RSPO 認定のパーム油製品のみを「取り扱う」予定年		サプライチェーン認証の開始後 10 年以内でなければならない
	ACOP の完成と提出	加入後最初の満 1 年が経過してから毎年	

消費財製造業者	RSPO に対する公約と製造業者の自社ブランド製品で、RSPO 認証のパーム油を使用することへの意欲的な期限付き計画を公表 (ACOP での報告で十分)	(加入後) 1 年以内 - すなわち、最初の ACOP 提出時	
	自社が製造している小売業者や他の製造業者向けブランドにおける、CSPO の使用を促進するための積極的なコミュニケーション		開始後 2 年以内にコミュニケーションを取らなければならない (製造業者の自社ブランドでの CSPO の使用)
	自社ブランドで使用するパーム油に CSPO を使用するための期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？		
	製造業者の自社ブランド製品において、いずれかの RSPO 認証のパーム油の使用開始を予定している年		加入後 2 年以内でなければならない

	<p>製造業者の自社ブランド製品において、いずれかのサプライチェーンの選択肢から <b>100% RSPO 認証</b>のパーム油を使用する予定年</p>		<p>任意の <b>CSPO</b> を使用開始後 <b>5 年以内</b>でなければならない</p>
	<p>製造業者の自社ブランド製品において、同一性保持型、分離型、および/または物量収支型からの <b>100% RSPO 認証</b>のパーム油を使用する予定年</p>		<p>任意の <b>CSPO</b> を使用開始後 <b>10 年以内</b>でなければならない</p>
<p>第三者に <b>CSPO</b> を推進するようコミュニケーションを取るための期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？</p>			
	<p>自社が製造している小売業者や他の製造業者向けブランドにおける、<b>CSPO</b> の使用を促進するための積極的なコミュニケーション</p>		<p>例として、カテゴリーマネージャーが小売りブランドの顧客との話し合いで <b>CSPO</b> を取り上げる、市販されている場合、カテゴリーマネージャーが任意で小売りブランド製品への <b>CSPO</b> の取り入れを提案する、進展について報告する、など。</p>
<p>ACOP の完成と提出</p>		<p>加入後最初の満 <b>1 年</b>が経過してから毎年</p>	

小売業者	RSPO における公約と、小売業者の自社ブランド製品で RSPO 認証のパーム油の使用に対する意欲的な期限付き計画を公表 (ACOP での報告で十分)	(加入後) 1 年以内 - すなわち、最初の ACOP 提出時	
	自社が販売している小売ブランドまたは他の製造業者のブランド製品における CSPO の使用を促進するための積極的なコミュニケーション		開始後 2 年以内でなければならない (小売業者の自社ブランド製品での CSPO の使用)
自社ブランドでのパーム油の使用に関する期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？			
	小売業者の自社ブランド製品で、いずれかのサプライチェーンの選択肢からの RSPO 認証パーム油の使用を開始する予定年		加入後 2 年以内でなければならない
	小売業者の自社ブランド製品で、いずれかのサプライチェーンの選択肢からの 100% RSPO 認証のパーム油を使用する予定年		開始後 5 年以内でなければならない
	小売業者の自社ブランド製品で、同一性保持型、分離型、および/または物量収支型からの		開始後 10 年以内でなければならない

	100% RSPO 認証のパーム油を使用する予定年		
	第三者に CSPO を推進するようコミュニケーションを取るための期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？		
	自社が販売している小売ブランドまたは他の製造業者のブランド製品における CSPO の使用を促進するための積極的なコミュニケーション		例として、カテゴリーマネージャーが製造業者のブランドサプライヤーとの話し合いで CSPO を取り上げる、進展について報告する、など。
	ACOP の完成と提出	加入後最初の満 1 年が経過してから毎年	

金融機関	RSPO に対する公約と、RSPO 認証への「資金提供」を公表 (ACOP での報告で十分)	(加入後) 1 年以内 - すなわち、最初の ACOP 提出時	
	金融機関の期限付き計画を意欲的なものにさせるものは何か？		
	RSPO と RSPO 認証を「支援する」方針の策定		加入後 1 年以内でなければならない
	RSPO 認証取得顧客が初めて発生する予定年		加入後 3 年以内でなければならない
	すべての顧客が RSPO 認定取得となる予定年		加入後 10 年以内でなければならない
	ACOP の完成と提出	加入後最初の満 1 年が経過してから毎年	
非政府組織	RSPO・RSPO 認証への支援を声明 (ACOP での報告で十分)	(加入後) 1 年以内 - すなわち、最初の ACOP 提出時	
	NGO は RSPO および認証に対する支援をどう実証するか？		
	RSPO の作業部会/タスクフォースに参加		加入後 2 年以内でなければならない
	RSPO、RSPO 認証、および/または RSPO の優良会員を支援するプログラムを考案、公表		加入後 2 年以内でなければならない
	パーム油を使用/販売している場合、CGM/小売業者の要求事項に遵守。		CGM・小売業者向け

	ACOP の完成と提出	加入後最初の満 1 年が経過してから毎年	
--	-------------	----------------------	--

<sup>1</sup>認証システム文書:

4.2.3 認証ユニットは、搾油工場とその供給元でなければなりません:

- 直接管理する土地 (地所) からのすべての FFB が、認証可能な規格で生産されるものとし、搾油工場は、系列の小規模自作農および外部栽培者の **100%** が、**3 年以内**に認証可能な規格のものとなるための確実な計画を策定し、実施することとします。

<sup>2</sup>「使用」には、RSPO 認証を受けたサプライチェーンのすべての選択肢、すなわちブックエンドクレーム、物量収支型、分離型、同一性保持型の使用が含まれます。

## 付属書 2.0 ACOP 2020 の問題と定義

本文書に添付されているエクセルファイルの補遺にある全セクタの質問リストをご覧ください。



**RSPO は持続可能なパーム油を標準  
とするために市場を変革します**

詳しくはこちらをご覧ください

[www.rspo.org](http://www.rspo.org)